

大阪府庁節電実行方針

1 基本方針

東日本大震災後、電力需給のひっ迫による国や関西広域連合からの節電要請を踏まえ、府庁においても、平成 23 年度より節電対策に取り組んできたところであるが、現在も電力供給不足が懸念される事態が続いている。

一方、府では、「ふちょう温室効果ガス削減アクションプラン」（平成 27 年 3 月に「温暖化対策ふちょうアクションプラン」を改定）を策定し、温室効果ガス排出量を抑制するため、オフィスにおける省エネ活動等を行ってきたが、これらの取組の実績を踏まえ、電力需給の継続的安定の観点から、以下に掲げる節電に資する対策を年間を通じて着実にを行うため「大阪府庁節電実行方針」として改めて定め、引き続き積極的・継続的に節電に取り組むものとする。

なお、実施にあたっては、府民サービス及び公務能率の低下を招かないよう留意する。また、施設の特性を勘案し、各施設又は各所属の判断により、臨機応変に取り組むものとする。

2 適用範囲

原則として、全ての庁舎、施設、行事、イベントを対象とする。警察本部は除く。

3 節電の目標

必要に応じ、その都度定める。

4 実施内容

(1) 具体的な節電方法

空調、照明、コンセント系 OA 機器を中心に、以下に示す節電アクションを実施する。

ア 空調（冷暖房）

- ・適温設定を徹底する。（冷房 28℃、暖房 19℃）
- ・使用していないエリア（会議室等）の冷暖房の停止を徹底する。
- ・窓のブラインド、カーテン等を活用し室内の温度変化を抑制する。
※夏季には窓のブラインド、カーテン等により日射を遮り、冬季はブラインド、カーテン等により温度低下を防ぐ。

イ 照明

- ・日中の明るい時間帯には、可能な範囲で執務室の窓際の照明を消灯する。
- ・昼休み時間の執務室消灯を徹底する。
- ・支障がない範囲で、廊下等を間引き消灯する。
- ・給湯室やトイレ等では、室内に人がいないときの消灯を徹底する。
- ・会議室や倉庫等では、使用していないときの消灯を徹底する。
- ・執務室は必要な照度が確保されることを条件に、可能な部分について照明の間引き消灯をする。
- ・消灯しやすいよう、各所属においてスイッチに照明場所を表示するシールを貼付する。
- ・時間外において、レイアウト上可能な範囲で残業者以外のところの照明を消灯する。
- ・府民サービス及び業務に必要な場合を除き、勤務時間前には点灯しない。

ウ パソコン、OA 機器

- ・退庁時にはパソコンの AC アダプターをコンセントから抜く等待機電力の消費を抑える

対策を採る。

- 長時間の離席時（概ね 2 時間以上）操作をしない場合はパソコンをシャットダウンする。
- パソコン画面の輝度（概ね 60%）を下げる。
- プリンタ及びコピー機が複数台設置されている所属では、昼休み及び時間外時間帯は必要最低限のものを除き電源を切る。
- 長時間使用しない OA 機器はコンセントを抜き待機電力の消費を抑える。

エ エレベータ

- エレベータの利用を控え、できるだけ階段を利用する。
- 利用者数等に応じ、支障のない範囲で運転時間や稼働数を調整する。

オ 電気製品

- 待機電力の削減（テレビ、シュレッダーなど電気製品の不使用时はコンセントを抜く）
- 給湯はできるだけガスを利用
- 温水洗浄便座の設定温度を下げ、不使用时はふたを閉める
- 冷蔵庫は庫内設定を「弱」にする

カ 自動販売機

- 各施設において支障のない範囲で、設置業者に節電の要請を行う。
※自動販売機の節電～機器の消灯、冷却及び加温停止時間の延長、複数台設置の場合の間引き稼働、省エネ型機器への更新、期間中の冷却及び加温停止等

（2）残業の抑制及び定時退庁の推進

事務改善による定時退庁を推進するとともに、ゆとりの日、ゆとり週間・月間の実施を徹底する。また、原則 21 時消灯を徹底する。

5 推進体制

本方針の推進体制は、府庁の環境マネジメントシステムの体制を活用する。

6 その他

（1）来庁者等への協力の呼びかけ

- 節電の取組について、来庁者の理解と協力を求める。

（2）家庭での節電取組の実践

- 職員それぞれが、家庭においても節電の取組を実践する。

この方針は、平成 24 年 11 月 28 日より実施する。

この方針は、平成 27 年 6 月 2 日より実施する。